

「第三六条（一）及び（二）に基づき特典を付与された既存事業に対するパーツ高の影響軽減措置に基づく奨励についての投資奨励委員会布告第1／2554号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●第三六条（一）及び（二）に基づき特典を付与された既存事業に対するパーツ高の影響軽減措置に基づく奨励についての投資奨励委員会布告第1／2554号

パーツ高の影響を受けた既存事業者が租税なしに必要な原料及び資材、並びに輸出のために輸入する物品を輸入できるように支援することが相当との判断により、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第一八条の内容に基づく権限により、投資奨励委員会は以下のように既存の事業者に対し第三六条（一）及び（二）に基づく特典を付与する投資奨励の原則と要件を定め、布告する。

1、以下の工業グループにおける土地代と回転資金を含まない投資規模が100万パーツ以上の既存の工業事業者でなければならない。

- 1・1、衣料製造工業。
- 1・2、皮革製品製造工業。
- 1・3、製靴工業。
- 1・4、室内用品または装飾品製造工業。
- 1・5、繊維（衣料を除く）製造工業。
- 1・6、玩具製造工業。
- 1・7、スポーツ用品製造工業。
- 1・8、宝石・宝飾品製造工業。
- 1・9、レンズ製造工業。
- 1・10、印刷物制作工業。

2、協会または投資奨励委員会事務局の承認を受けた機関から保証された事業者でなければならない。

3、奨励取得者は第三六条（一）及び（二）に基づく特典を一年間受けることができ、投資奨励委員会事務局が定めた原則に従い延長審査を受けることができる。

4、奨励取得者は投資奨励委員会事務局が定めたところに従い第三六条（一）及び（二）に基づく特典利用の規則及び方法に従わなければならない。

5、奨励取得者は仏暦二五五四年（西暦二〇一一年）一二月三十一日までに奨励申請書を提出しなければならない。

ここに仏暦二五五三年一月二四日から。

(以上)